

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第39号

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

地方独立行政法人法施行細則（平成17年岩手県規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(財務諸表)</p> <p>第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、<u>キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書</u>とする。</p> <p>(事業報告書)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>法人に関する基礎的な情報</u></p> <p>ア <u>目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体の長、組織図その他の法人の概要</u></p> <p>イ <u>事務所（従たる事務所を含む。）の所在地</u></p> <p>ウ <u>資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）</u></p> <p>エ <u>役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴</u></p> <p>オ <u>常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数</u></p> <p>カ <u>非常勤職員の数</u></p> <p>(2) <u>財務諸表（法第34条第1項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約</u></p> <p>(3) <u>財務情報</u></p> <p>ア <u>財務諸表に記載された事項の概要</u></p> <p>イ <u>重要な施設等の設備等の状況</u></p> <p>ウ <u>予算及び決算の概要</u></p> <p>エ <u>経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況</u></p> <p>(4) <u>事業に関する説明</u></p> <p>ア <u>財源の内訳</u></p> <p>イ <u>財務情報及び業務の実績に基づく説明</u></p> <p>(債券の発行の認可の申請)</p> <p>第23条 公立大学法人は、法第79条の3第1項又は第2項の規定に基づき債券（同条第1項に規定する債券をいう。以下同じ。）の発行の認可を受けようとするときは、債券の募集の日の20日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に</p>	<p>(財務諸表)</p> <p>第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、<u>行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（公立大学法人にあつては、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書）</u>とする。</p> <p>(事業報告書)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>法人の目的及び業務内容</u></p> <p>(2) <u>県の政策における法人の位置付け及び役割</u></p> <p>(3) <u>中期目標の概要</u></p> <p>(4) <u>業務の運営に関する理念並びに業務運営上の方針及び戦略</u></p> <p>(5) <u>中期計画及び年度計画の概要</u></p> <p>(6) <u>持続的に適正なサービスを提供するための源泉</u></p> <p>(7) <u>業務運営上の課題及びリスク並びにその対応策</u></p> <p>(8) <u>業績を適正に評価するための前提となる情報</u></p> <p>(9) <u>業務の成果及び当該業務に要した資源</u></p> <p>(10) <u>予算及び決算の概要</u></p> <p>(11) <u>財務諸表（法第34条第1項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約</u></p> <p>(12) <u>財政状態、業務の運営状況及びキャッシュ・フローの状況に関する説明</u></p> <p>(13) <u>第2条第5項第3号の体制の運用状況に関する情報</u></p> <p>(14) <u>法人に関する基礎的な情報</u></p> <p>(債券の発行の認可の申請)</p> <p>第23条 公立大学法人は、法第79条の3第1項又は第2項の規定に基づき債券（同条第1項に規定する債券をいう。以下同じ。）の発行の認可を受けようとするときは、債券の募集の日の20日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に</p>

<p>提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号） 第23条第3項第1号から第8号までに掲げる事項</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号） 第28条第3項第1号から第8号までに掲げる事項</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の地方独立行政法人法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第10条の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第1項に規定する財務諸表について適用する。
- 3 改正後の規則第11条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に開始する事業年度に係る地方独立行政法人法第34条第2項に規定する事業報告書について適用する。